

議案第13号

白岡市下水道条例の一部を改正する条例

第1条 白岡市下水道条例（平成15年白岡町条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第38条関係）

区分	基本使用料 (1月につき)		超過使用料 (1立方メートル増すごとに)	
	汚水排除量	金額	汚水排除量	金額
一般 汚水	10立方メートルまで	1,121円	10立方メートルを超え20立方メートルまで	110円
			20立方メートルを超え35立方メートルまで	124円
			35立方メートルを超え50立方メートルまで	138円
			50立方メートルを超え100立方メートルまで	151円
			100立方メートルを超える分	166円
公衆 浴場 汚水	100立方メートルまで	8,326円	100立方メートルを超える分	82円
臨時	10立方メートルまで	2,774円	10立方メートルを超える分	277円

第2条 白岡市下水道条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第38条関係）

区分	基本使用料 (1月につき)		超過使用料 (1立方メートル増すごとに)	
	汚水排除量	金額	汚水排除量	金額
一般 汚水	10立方メ ートルまで	1,291円	10立方メートルを超 え20立方メートルま で	126円
			20立方メートルを超 え35立方メートルま で	142円
			35立方メートルを超 え50立方メートルま で	159円
			50立方メートルを超 え100立方メートル まで	174円
			100立方メートルを 超える分	191円
公衆 浴場 汚水	100立方 メートルま で	9,584円	100立方メートルを 超える分	95円
臨時	10立方メ ートルまで	3,193円	10立方メートルを超 える分	319円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は令和4年10月1日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の白岡市下水道条例の規定による下水道使用料の算定は、令和4年12月1日以降に算定する下水道使用料について

て適用し、同日前に算定する下水道使用料については、なお従前の例による。

- 3 第2条の規定による改正後の白岡市下水道条例の規定による下水道使用料の算定は、令和6年6月1日以降に算定する下水道使用料について適用し、同日前に算定する下水道使用料については、なお従前の例による。

令和4年2月17日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

公共下水道事業の経営健全化を図るため、下水道使用料を改定することに伴い、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。